

労働安全衛生規則（足場）の改正内容

労働安全衛生規則（足場）の改正について
令和5年10月1日改正



厚生労働省では、足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、**足場からの墜落防止措置**を強化しました。

令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

① 一側足場の使用範囲の明確化！

幅が1 m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

② 足場の点検時には、点検者の指名が必要！

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要！

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

労働安全衛生規則の条文

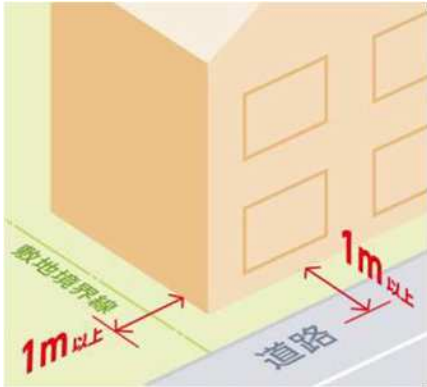
(本足場の使用)

第561条の2 (新設)

令和6年4月1日施行

事業者は、幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。

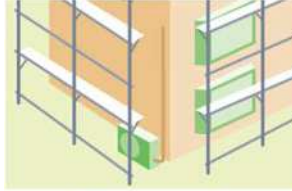
ただし、つり足場を使用するとき、又は**障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき**は、この限りでない。



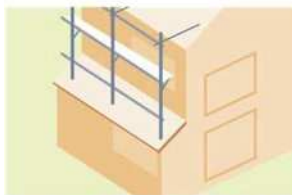
足場設置のため確保した幅が1m以上の箇所について、**その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等**については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1m以上の箇所」を確保してください。

障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき



足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる

労働安全衛生規則の条文

(点検)

第567条 (改正後)

令和5年10月1日施行

第1項

事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、**点検者を指名して**、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について**点検させ**、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第2項

事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

点検者について、

☆事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、**下記に掲げる者等、十分な知識・経験を有する者が望ましい。**

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（土木又は建築）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

☆作業開始前の点検は、**職長等、当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること**